

アジア型マイマイガ（AGM）の検査シーズン到来

こちらは、英文記事「[It is time to inspect for Asian Gypsy Moth](#)」（2021年6月3日付）の和訳です。

5月25日より2021年のアジア型マイマイガ（AGM）のリスク期間が始まります。リスク期間中、アジア太平洋の特定地域に寄港する船舶は、出港前に検査を受けた上で「AGM不在証明書」を取得する必要性が生じます。なお、2022年はリスク期間開始日が繰り上げられる可能性があります。

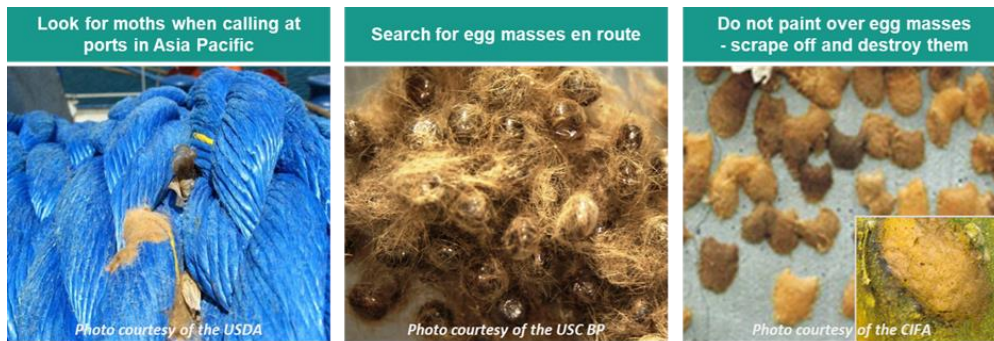


アジア型マイマイガ（AGM）は森林に生息する害虫で、国際貿易に従事する外航船を介して拡散します。AGMが本来生息していない国にAGMが持ち込まれた場合、その国の農業や森林資源に深刻な影響を与える可能性があります。AGMは主にアジア太平洋地域に生息しており、ロシア東部、中国、韓国、日本の港湾で大量に発生しています。AGMの飛翔期間（この期間にはメスが船舶の上部構造物や積荷の上に卵塊を産み付けるリスクがあります）は、天候や地域にもよりますが、5月から9月までとなっています。

米国とカナダは長年にわたり、アジア太平洋地域における規制対象地域の港に寄港した船舶に対する規制検査やAGM不在証明書に関する要求事項を共同で規定してきました。最近では、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、直近ではアルゼンチンなども北米に倣い、当局による同様の検査制度を確立しています。各国がAGM規制を敷く目的は同様であり、また、米国とカナダが規定するAGMの検査と証明書の要求事項が実質的に「業界標準」として機能してはいるものの、実際の要求事項や入港手続きは国ごとに異なりますのでご注意ください。

2021年のAGMシーズンに向けて

米国とカナダの当局によると、2019年と2020年のリスク期間中は、アジア太平洋の規制対象地域の港湾の多くでAGMが大量発生し、2020年には北米に入港した多数の船舶でAGMの卵塊が発見されました。2021年はこうしたことがないよう、オペレーターの皆様におかれましては、規制対象国には本船上にAGMが不在の状態に到着することが重要であり、必要なAGM関係書類を港湾当局に提出しなければならないことを、船長に対して念押しするようにしてください。また、航行中に体系的な自主検査を本船上で実施するための適切な手順を備えておくことも、遅延や次の寄港地までの航路変更を余儀なくされるような状況を回避するのに役立ちます。



AGM 規制に関し、2021 年 AGM シーズンに向けて以下の点に留意してください。

- **カナダと米国**は 2021 年 2 月に、今年の [Joint AGM Industry Notice](#) を発行しました。過去 24 カ月において、現行の AGM リスク期間中（本アラートの末尾の表に記載）に、アジア太平洋地域における規制対象地域に寄港した船舶は、有効な出港前の AGM 不在証明書を提示する必要があります。
- また、**カナダ**は 2021 年 3 月に [AGM Policy Directive](#) を改定しました。この改定版 Directive では、他の AGM 規制国が発行した AGM 検査報告書を到着前通知に含める必要があることが強調されているほか、米国、チリまたはニュージーランドの当局が検査して AGM が不在であることが明らかとなった船舶についてはカナダでは検査を免除することが明確化されています。また、カナダの船舶代理店が規制対象船舶の到着をカナダ海域に入る前に当局に通知しなかった場合は、本 Directive 違反とみなされることが強調されています。
- **チリ**は、アジア太平洋地域の規制対象港を北緯 20 度から 60 度の間に位置するすべての港と定義しています。このため、米国、カナダ、ニュージーランドが現在対象地域に指定していない中国南部の港に寄港した船舶も規制対象となる場合がありますので留意してください。
- **アルゼンチン**の新しい AGM 規制は 2021 年 4 月に発効しており、詳細は Gard アラート「[アルゼンチンでアジア型マイマイガに関する新規制が発効されます](#)」でご覧いただけます。なお、アルゼンチンもチリと同様にアジア太平洋地域の規制対象港を北緯 20 度から 60 度に位置するすべての港と定義しています。
- **ニュージーランド**の [リスク期間](#) は米国やカナダと同一ですが過去 12 カ月の間に、前述のいずれかの規制対象地域に AGM 飛翔期間中に寄港した船舶に限り、有効な出港前の AGM 不在証明書の提示を要求しています。
- **オーストラリア**は [Industry Advice Notice 88-2021](#) において、AGM に関するリスク管理のために毎年実施している船舶監視強化期間が 2021 年 5 月 31 日に終了したことを発表しました。ただし、2019 年および 2020 年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、北緯 40 度から 60 度、東経 147 度以西にある東ロシアの港に寄港した船舶は、引き続きオーストラリア当局によるリスク評価の対象となり、到着時に AGM 検査を実施すべきか否かの判断が行われることとなります。

Gard のウェブサイト内の「[Frequently asked questions - managing Asian Gypsy Moth risks](#)（アジア型マイマイガのリスク管理に関してよくある質問）」のページに、規制実施国が定める要求事項の概要、関連政府機関のウェブサイトへのリンク、船内で体系的な自主検査を実施する際のアドバイスやガイドラインなどを掲載していますので参考にしてください。

2022 年の規制動向

北米植物防疫機関（[NAPPO](#)）の AGM 専門家グループは、すべての規制対象国の現行の AGM リスク期間を確認した上で、以下のような改定を提案しています。

- 日本の規制対象地域の修正と、一部地域におけるリスク期間の開始日の繰り上げと終了日の繰り下げ。
- ロシアにおけるリスク期間の開始日の繰り上げと終了日の繰り下げ。
- リスク期間を 6 種類から 4 種類にまとめる。
- 利用可能なデータに基づくと、現時点では韓国と中国のリスク期間に変更はない。

北米の港に寄港する船舶については、上記のリスク期間の変更により、日本とロシアの港に寄港した船舶に対して AGM 不在証明書が要求される期間は延長されることになります。[WTO（世界貿易機関）通知システム](#)によると、リスク期間の変更はカナダ、米国ともに 2022 年から適用される予定です。米国当局が発表した「[Revised Special Procedures for Ships Arriving from Areas with Asian Gypsy Moth](#)（アジア型マイマイガ生息地域から入港する船舶に対する特別手続きの改定）」には既に改定案が反映されており、規制対象地域と AGM リスク期間は以下の表のとおりとなります。

表 1 規制対象地域と規定のリスク期間（出典：[USDA](#)）

Country	SPR Region	Area/Prefecture	Current risk period (2021)	Revised risk period (may begin 2022)	
Japan	Northern	Aomori, Fukushima, Hokkaido, Iwate, Miyagi	1 Jul – 30 Sep	15 Jun – 15 Oct	
	Central	Western	Akita, Ishikawa, Niigata, Toyama, Yamagata	25 Jun – 15 Sep	1 Jun – 30 Sep
		Eastern	Aichi, Chiba, Fukui, Ibaraki, Kanagawa, Mie, Shizuoka, Tokyo	20 Jun – 20 Aug	
	Southern	Ehime, Fukuoka, Hiroshima, Hyogo, Kagawa, Kagoshima, Kochi, Kumamoto, Kyoto, Miyazaki, Nagasaki, Oita, Okayama, Osaka, Saga, Shimane, Tokushima, Tottori, Wakayama, Yamaguchi	1 Jun – 10 Aug	15 May – 31 Aug	
	Far Southern	Okinawa	25 May – 30 Jun	25 May – 30 Jun	
Russia	Far East		1 Jul – 30 Sep	15 Jun – 15 Oct	
China	On or north of 31° 15'N latitude		1 Jun – 30 Sep	1 Jun – 30 Sep	
Korea	All areas		1 Jun – 30 Sep	1 Jun – 30 Sep	

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。